

トラベルコーディネート 海外旅行キャンセル保険のご案内

(今回お申込みいただいたトラベルコーディネートの旅行商品は「海外旅行キャンセル保険」付きの商品です。)



もしもの時にキャンセル料の70%（上限200万円）を補償します。

怪我や発熱のため、通院

渡航先のテロ・地震等

飛行機や列車等の
運休・遅延



**ご家族やご友人など同伴者事由の場合でも、
ご自身（記名被保険者の方）のキャンセル料が補償されます。**

※支払い事由の詳細は「海外旅行キャンセル保険で補償される事由（概要）」をご覧ください。
※保険金のご請求手続きにあたっては事由を証明する書類が必要です。



お支払いされる保険金例は下記の通りです。

<例> 旅行代金が100万円のツアーを申し込んだ場合

旅行代金
合計金額
100万円の場合

旅行会社の出発前日の
取消料規定が
50%だった場合
自己負担額は**50万円**

海外旅行キャンセル保険
50万円 x 70%
35万円補償

自己負担額が15万円に!!

※お支払いする保険金の一例です。



万が一旅行をキャンセルする場合、下記の手順で保険金請求をしてください。

STEP1

ご旅行キャンセルのご連絡

JALPAKトラベルコーディネート窓口までご連絡下さい。
当社より保険会社へ取消および保険申請の連絡をいたします。

STEP2

保険金請求手続き

- ・ 保険会社から保険金請求書類が送付されますので、ご記入の上ご返送をお願いいたします。
- ・ 「保険金請求時にご提出いただく書類について」に記載の書類を同封ください。

代理店・扱者

株式会社 JALUX 保険部

〒140-0002

東京都品川区東品川2-3-14

引受保険会社

MS&AD

三井住友海上火災保険株式会社

※「海外旅行キャンセル保険」は三井住友海上火災保険株式会社の海外旅行保険のペットネームです。
※この「海外旅行キャンセル保険のご案内」は海外旅行保険の概要をご説明したものです。
補償内容は、保険の種類に応じた普通保険約款、特別約款および特約によって定まります。普通保険約款、特別約款および特約の詳細については、保険契約者、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

2023年8月1日現在※

※なお、今後の法令等の改正により補償内容等が変更となる場合がありますので、ご注意ください。

海外旅行キャンセル保険で補償される事由（概要）

▼この書面における主な用語についてご説明します

疾病	傷害以外の身体の障害をいいます。ただし、妊娠、出産、早産および流産ならびに歯科疾病を含みません。	テロ行為	政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
危篤	重傷または重病のため生命が危うく予断を許さない状態であると医師が判断した場合をいいます。	避難勧告等	日本国政府または在外公館が発出する危険情報または感染症危険情報における退避勧告または渡航中止勧告をいいます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。	イベント	音楽、舞台、祭り、花火大会、展示・販売、会議、スポーツ観戦・競技会その他これらに類似の興行をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療により、治療を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回にのみ通院したものとみなします。	業務出張	勤務先の出張命令者の命令による出張をいいます。ただし、企業等の役員または事業主（個人事業主も含む）は業務出張の対象に含みません。
保険金額	保険契約により保険金をお支払いする事由が発生した場合に、引受保険会社がお支払いする保険金の限度額をいいます。	同行予約者	記名被保険者と同一の旅行に参加予約した者で記名被保険者に同行する者をいいます。
渡航手続費	査証料、予防接種料、電子渡航手続きに係る費用等をいいます。	記名被保険者等	記名被保険者または同行予約者をいいます。
民衆の暴徒化	世間一般の人々が集団で破壊、略奪、放火等を行うことで、治安維持上重大な事態と認められる状態をいい、軍または準軍事組織が鎮圧に介入するものに限りません。	記名被保険者	本保険により補償を受ける方で加入申込票に「旅行者名（記名被保険者名）」として記載された方をいいます。
学校行事	記名被保険者等が在籍する学校（入学手続きを終えた学校を含みます）等の主催する行事もしくは記名被保険者等が受験を予定している学校等の主催する入学試験等（入学試験等の受験のための手続きを終えている場合に限りません）をいいます。		

▼次の事由により海外旅行をキャンセルし、キャンセル費用を負担された場合に保険金の支払対象となります。

旅行キャンセル（出国中止）原因	海外旅行キャンセル保険で補償される事由（概要）	キャンセル原因者			支払割合
		本人	同行予約者	親族	
① 死亡、危篤（注1）	次の方の 死亡 または 危篤 ◆ご本人（記名被保険者）またはそのご家族（配偶者もしくは3親等内の親族） ◆同行予約者またはそのご家族（配偶者もしくは3親等内の親族）	○	○	○	70%
② 入院（注1）	次の方のケガや疾病による 入院 （ただし出国予定日を含めた 7日前から帰国予定日翌日までの間に入院した場合、または出国予定日までに入院が決定した場合 ） ◆ご本人（記名被保険者）またはそのご家族（配偶者もしくは2親等内の親族） ◆同行予約者またはそのご家族（配偶者もしくは2親等内の親族）	○	○	○	
③ 通院（注1）	次の方のケガや疾病による 通院 （ただし出国予定日の前々日から翌日までの 4日間のうちいずれかの日に通院した場合 ） ◆ご本人（記名被保険者）またはそのご家族（配偶者もしくは2親等内の親族） ◆同行予約者またはそのご家族（配偶者もしくは2親等内の親族）	○	○	○	
④ 急な出張	勤務先の命令により急な 海外出張 または 2泊以上の国内出張 が入った場合（ただし 海外旅行期間【出国予定日～帰国予定日】と出張期間の日程が一部でも重複する場合に限りません。 ） （ご注意）企業等の役員や事業主（個人事業主も含む）は対象となりません。	○	○	○	
⑤ 渡航先での民衆の暴徒化・テロや地震等	渡航（予定）先において次の事象が発生した場合 ◆戦争・内乱・一国全土に渡る 民衆の暴徒化・テロ行為等 ◆地震・噴火・津波 ◆利用予定の 交通機関・ホテル等の事故・火災 ◆ 退避勧告等の発出 （注2）	○	○	○	
⑥ 交通機関の遅延・欠航・運休	搭乗中あるいは搭乗予定の 航空機・列車・船舶等 （運行時刻が定められた交通機関）の 2時間以上の遅延や欠航・運休 が発生した場合	○	○	○	
⑦ イベントの中止・延期	目的地において参加予定の イベント が、出国予定日までに中止または延期となった場合（事前に取得・予約している日付指定されたイベントの入場券等のうち、旅行期間内にその入場券等の有効期間内に行われるイベントがすべて中止または延期となった場合に限りません）	○	○	○	
⑧ パスポートの紛失、置き忘れ、失効等	パスポートの 紛失、盗難、自宅等への置き忘れ、有効期間の満了または残存有効期間不足 により日本から出国できなくなった場合（VISA取得の都合を原因とする場合を含みません）	○	○	○	
⑨ 妊娠・早産等	妊娠の判明、出産、早産・流産 が発生した場合	○	○	○	
⑩ 婚約破棄、離婚	ご本人（記名被保険者）と同行予約者との間での 離婚や婚約破棄 が発生した場合（出席予定であった結婚式・披露宴等の婚姻関係のイベントの主催当事者間で離婚や婚約破棄があった場合も含みます）	○	○	○	
⑪ ペットの死亡	家庭で飼っている ペット（犬またはねこに限りません） が 死亡 し遺体処理をした場合	○	○	○	
⑫ 災害避難指示	台風、豪雨、洪水等により 災害対策基本法に基づく避難指示等 が公の機関から出された場合	○	○	○	
⑬ 緊急事態宣言、出入国規制等	全都道府県に対する 日本国政府の緊急事態宣言の発令 、渡航先における 外国の官公署の緊急事態宣言の発令 、 外国の出入国規制もしくは感染症（注1）による隔離 が発せられた場合（注2）	○	○	○	
⑭ 裁判所への出廷	裁判所の呼出しを受け、証人、鑑定人または裁判員として 裁判所に出頭 する場合	○	○	○	
⑮ 勤務先の倒産	勤務先企業が倒産 した場合	○	○	○	
⑯ 建物・家財の損害	火災、台風、洪水、土砂崩れ、物体落下等により 居住建物や家財に100万円以上の損害 が発生した場合	○	○	○	
⑰ 学校行事	次の方が在籍もしくは受験予定の学校等が主催する 学校行事（入学試験等も含む） の日程変更が生じた場合（ただし、海外旅行期間【出国予定日～帰国予定日】に変更後の開催日が入った場合） （ご注意）保育園や学習塾、学生主体のサークル活動等は含まれません。 ◆ご本人（記名被保険者） ◆同行予約者	○	○	○	
保険金お支払いの対象外に関する注意事項	◆株式会社ジャルパックのキャンセル保険ご加入前に上記の旅行キャンセル（出国中止）原因が発生していた場合は、保険金のお支払い対象になりません（補償開始は契約日の翌日午前0時からとなります）。 （注1）死亡・危篤、入院、通院、感染症、これらの事由の原因がご本人または同行予約者のケガ・疾病の場合、株式会社ジャルパックのキャンセル保険ご加入前に原因（受傷や疾病の発病）が発生していた場合は、保険金のお支払い対象になりません。 （注2）退避勧告等、緊急事態宣言、渡航先における外国の官公署の緊急事態宣言の発令、外国の出入国規制、感染症による隔離発令、これらの事由について、契約日（保険料領収）前に世界保健機関（WHO）がパンデミックの宣言またはこれに準ずる表明を行った感染症およびこれに伴って発生したものを原因として発生した場合はお支払いの対象になりません。例えば、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）を原因としてこれらの事由に至った場合は、お支払いの対象になりません。				

保険金請求時にご提出いただく書類について

被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行う場合は、下表の「共通」に記載の書類に加えて、下表の各キャンセル原因に関して「保険金請求に必要な書類(例)」欄に記載の書類をご提出いただきます。

(注1) 提出いただいた書類をご確認させていただいた後で、事故の内容、損害の額に応じて、下表の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

(注2) 保険金のご請求時にご提出いただく診断書やその他の書類の取得費用(取得のための交通費を含む)は自己負担となりますのでご注意ください。

キャンセル原因		保険金請求に必要な書類(例)	
共通		・保険金請求書類[引受保険会社より郵送] ・事故状況申告書[引受保険会社より郵送] ・下記書類のうち、キャンセル原因に該当するもの	
		旅行者(ご本人または同行予約者)の傷病	旅行者以外のご家族の傷病
①	死亡、危篤	死亡診断書(死体検案書)、危篤証明書	・お亡くなりになったこと(お名前/逝去日)を確認できる書面(葬儀開催連絡等)、危篤証明書
②	入院	・入院期間が記載された病院(診療所)の証明書類(病院発行の氏名が記載された治療費領収書等)	・入院期間が記載された病院(診療所)の証明書類(病院発行の氏名が記載された治療費領収書等)
③	通院	☐疾病の場合は、契約日の翌日以降に治療を開始したことが確認できる 医師の診断書	・通院日が記載された病院(診療所)の証明書類(病院発行の氏名が記載された治療費領収書等)
④	急な出張	出張命令書、出張スケジュール表、出張報告書等出張期間が確認できる書類	海外出張によるキャンセルの場合 左記に加え、当該出張における出入国、往復の移動記録が分かるもの(旅券(パスポート)の出入国手続きが確認できる部分のコピーもしくは、航空券の○チケットの(写)、または搭乗券の半券。交通機関発行の領収書・切符等) 国内出張によるキャンセルの場合 左記に加え、当該出張における宿泊施設への宿泊、往復の移動記録が分かるもの(宿泊施設発行の宛名入りの領収書(室料がわかるもの)、および交通機関発行の領収書・切符、航空券、搭乗券の半券等)
⑤	渡航先での民衆の暴徒化・テロや地震等	☐事故状況申告書に詳細をご記入ください。(新聞報道等での代替可)	
⑥	交通機関の遅延・欠航・運休	☐交通機関発行の遅延証明書、航空会社発行の遅延・欠航証明書(事故状況申告書に運休・遅延したフライト番号(列車名)等を記入のうえ、その状況の詳細を記載することで代替可)	
⑦	イベントの中止・延期	・イベント等へ参加/入場予定であったこと(および参加/入場予定日)が確認できる資料(入場券・予約券等) ・イベント等の中止・延期が確認できる資料(主催者・旅行者等からの中止・延期の案内書面等)	
⑧	パスポートの置き忘れ、失効等	[紛失、盗難、置き忘れ]	☐紛失/盗難の場合は、遺失(盗難)届出証明書(証明書を入手できなかった場合は遺失/盗難届の受付(受理)番号等の記載で代替可)
		[失効・有効期間不足]	・パスポートのコピー(氏名、有効期間が確認できるページ)
⑨	妊娠、早産等	[妊娠]	・妊娠の判明が契約日の翌日以降であることがわかる資料(病院発行の氏名が記載された治療費領収書・妊娠証明書等)
		[出産・早産等]	・出産日(早産、流産した日を含む)が契約日の翌日以降であることがわかる書類
⑩	増約破産、離婚	☐事故状況申告書に詳細をご記入ください。	
⑪	ペットの死亡	☐獣医師による死亡診断書(死体検案書)または役所/保健所への死亡届	
⑫	災害避難指示	☐事故状況申告書に詳細をご記入ください。	
⑬	出入国規制、緊急事態宣言等	・事故状況申告書に詳細をご記入ください。	
⑭	裁判所への出廷	☐裁判所から受けた出廷要請を証明する書類(出廷日が確認できる資料)	
⑮	勤務先の倒産	☐倒産の事実が分かる資料	
⑯	建物・家屋の損害	☐建物または家財の損害の程度(100万円以上)を証明する書類(修理見積書、修理請求書、写真等)	
⑰	学校行事	☐記名被保険者等が在籍する学校からの案内書面(学校行事の名称・内容、当初の開催予定日、通知日が分かるもの)	

Q & A

Q 1 何が補償される保険ですか？

A 「海外旅行キャンセル保険で補償される事由(概要)」の①～⑰までのいずれかの事由が契約日の翌日の午前0時以降に発生したことにより、海外旅行をキャンセルした場合のキャンセル料を補償します。キャンセル料の70%を、保険金額を限度に保険会社よりお支払いします。

Q 2 いつからいつまでが補償の対象期間ですか？

A 契約日の翌日午前0時から出国するまでとなります。

Q 3 保険金を請求したい場合は、どうすれば良いですか？

A まずは当社へ旅行キャンセルの旨ご連絡ください。
当社より保険会社に保険申請手続きを連絡いたします。

Q 4 補償の対象になるのであればキャンセルしようと考えています。どこに相談すれば良いですか？

A 当社へご相談ください。旅行キャンセル手続き前は、補償可否について保険会社よりお答え出来ません。

Q 5 ツアーに含まれない、自分で手配した宿泊施設・交通期間のキャンセル料も対象となりますか？

A 対象外です。対象となるのは当社を通して手配した海外旅行サービスのキャンセル料のみです。

Q 6 海外旅行キャンセル保険の保険料はかかりますか？

A 海外旅行キャンセル保険が付帯されているご旅行をご予約の場合は、保険料を別途お支払いいただく必要はありません。

Q 7 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、旅行を自粛することになりましたが補償対象になりますか？

A 次のQ 8に該当しない、単なる自粛による旅行キャンセルに伴うキャンセル料は、補償対象外です。

Q 8 新型コロナウイルス感染症に罹患し自宅療養することに伴い、旅行キャンセルした場合はどうなりますか？

A 新型コロナウイルス感染症に感染し、死亡・危篤、入院、通院した場合、それぞれの支払い要件にあてはまる場合は補償対象です。詳細は「海外旅行キャンセル保険で補償される事由(概要)」の①死亡・危篤、②入院、③通院をご覧ください。